

所得税の確定申告

確定申告に関するお問い合わせは、
越谷税務署 ☎ 965・8111 (音声案内) まで

確定申告が必要な方

事業を営んでいる場合や不動産収入がある場合、土地や建物を売った場合などで、平成22年中の所得金額の合計額から、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額から、税額控除を差し引いて残額のある方

給与所得者で次のいずれかの要件に該当する方

- ① 給与収入が2千万円を超える方
- ② 2カ所以上から給与を受けている方
- ③ 給与所得の方で、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
- ④ 同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けている方

確定申告すれば所得税が還付される方

次のような場合は、確定申告書提出することにより、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- 平成22年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方
- 給与所得者で、次のような方
 - ① 多額の医療費を支払った方
 - ② 住宅ローンなどを利用して、平成22年中にマイホームを新築・購入または大規模な修繕・増築をした方
 - ③ 災害や盗難などにあった方
 - ④ 一定の要件に該当する寄附金を支払った方
- 源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、その他の

所得もあまり多くなかった方

※ 還付の確定申告書は、2月15日(火)以前でも越谷税務署へ提出できます。

2月16日(水)～3月15日(火)は納税する方の確定申告書の提出で、申告会場が大変混雑します。還付の確定申告書を提出される方は、お早めにお願います。

確定申告に必要なもの

市民税・県民税の申告に必要なものと同様です。2ページを参考にしてください。

なお、確定申告の内容によっては必要なものが異なる場合がありますので、越谷税務署までお問い合わせください。また、還付申告の場合、還付金の振込先口座(本人)の口座番号のわかるものが必要です。

確定申告の提出方法

■ 申告会場
越谷税務署 (〒343-8601 越谷市赤山町5-7-47)

受付日	受付対象者	受付時間
1月4日(火)～2月15日(火)の月曜日～金曜日 *祝日を除く	還付申告の方 (住宅借入金等特別控除を受ける方含む)	午前9時～午後5時
2月16日(水)～3月15日(火)の月曜日～金曜日	確定申告の必要な方	

*駐車場が狭いので、車での来署はご遠慮願います。

■ 日曜申告相談会
越谷税務署では、2月20日(日)、2月27日(日)の2日間、「日曜申告相談会」を実施します。

ただし、日曜申告相談会では現金納付の窓口業務は行っていません。

越谷税務署案内図



◎ 源泉徴収票などの添付書類の提出について
源泉徴収票など添付書類は、添付書類台紙に貼って提出いただくよう変更となりました。ご注意ください。

◎ 次の確定申告をする方は、市民税・県民税申告会場で受け付けをお願いします。越谷税務署に申告をお願いします。

- ① 青色申告
- ② 所得税の住宅借入金等特別控除の還付申告
- ③ 株、土地、建物などの譲渡所得の申告
- ④ 平成22年から事業を始めた方の申告
- ⑤ 事業所得(営業・農業)、不動産所得で収支内訳書ができていない方の申告
- ⑥ 給与明細書(源泉徴収票のない方)による還付申告
- ⑦ 雑損、寄附金(ふるさと納税)

控除などの申告
⑧ 利子所得、配当所得、損失など事例の少ない申告

■ 市民税・県民税申告会場で受け付けできる簡易な確定申告
▽ 給与所得・年金受給の源泉徴収票(原本)をお持ちで、次のいずれかの要件に該当する方(ただし修正申告・更正の請求などを除く)。受け付けできる確定申告は、平成20年分から平成22年分までの3年分。

- ① 医療費控除を受ける方の還付申告
- ② 平成22年の途中で退職などにより、年末調整を受けなかった方の申告
- ③ 給与などを2カ所以上の会社

から受けている方の申告
④ 年金基金や公的年金など年金を2カ所以上から受けている方の申告

⑤ 給与所得と年金受給など2種類以上の収入があった方の申告
⑥ 扶養や障害者控除などを追加する方の還付申告
▽ 一時所得があった方
▽ 白色申告で、事業所得(営業・農業)、不動産所得、雑所得などがあり、収支内訳書ができていない方

インターネットにつながるパソコンをお持ちの場合は

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成できます。

www.nta.go.jp 確定申告 検索

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成が終わったら **プリンタで印刷**

印刷した申告書等は、税務署に出向かずに郵送で提出できます。

混雑している税務署での待ち時間なし。

e-Tax でも申告できます。

(e-Taxのメリット)
① 最高5,000円の特典
② 印刷済みの提出書類
③ 還付金がスピーディー
④ 期間中は24時間いつでも利用可能
※ 利用には電子印字機、ICカードリーダーライターの準備が必要です。

■ e-Tax
確定申告期間中、e-Tax(国税電子申告・納税システム)は24時間利用できます。また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でもe-Tax用の申告データが作成できます。

～e-Taxをご利用いただく前に～

- Step1** 電子証明書を取得(費用がかかります)し、ICカードリーダーを購入します。
- Step2** 開始届出書をe-Taxホームページの開始届出書作成・提出コーナーから所轄の税務署に送信します。
- Step3** e-Taxの初期登録(電子証明書の登録など)を行います。

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)で確認するか越谷税務署にお問い合わせください。

納税は期限内に

確定申告による所得税の納期限は3月15日(火)です。納期限までに金融機関または税務署で納付ください。確定申告書提出後に、納付書の送付や納税通知などによる納税のお知らせはありません。また、納付税額が30万円以下の場合には、越谷税務署窓口でバーコード付納付書の交付を受け、コンビニエンスストアで納付することができます。振替納税を利用される方は、4月22日(金)に指定の口座から自動的に納付されます。

